

石川県公報

令和 7 年 8 月 5 日
第 13831 号（火曜日）
毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示		○特定計量器の定期検査の実施 (経営支援課)	3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)	1	○海岸保全区域の指定 (港 湾 課)	4
公 告		○県営土地改良事業に係る換地処分公告 (農業基盤課)	5
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (同)	1	選挙管理委員会	
○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	2	○政治団体の届出の公表	5
○介護保険法に基づく介護老人保健施設の許可 (同)	2	○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	6
○介護老人保健施設の施設の廃止の届出 (同)	2	○政治団体の解散の届出の公表	6
○指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	3	○資金管理団体でなくなった旨の届出の公表	6
○救急病院の認定 (医療支援課)	3	監 査 委 員	
		○定期監査結果公表	6
		○財政的援助団体等監査結果公表	9

告 示

石川県告示第270号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
令和7年8月5日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	指定居宅サービス事業者 の 名 称 又 は 氏 名	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1751380252	医療法人社団白銀会	金沢南総合在宅ケアセンター 野々市市蓮花寺町1-1	令和7年 8月1日	短期入所生活介護
1771301031	医療法人社団白銀会	金沢南訪問介護ステーション 野々市市蓮花寺町79-1	令和7年 8月1日	訪問介護
1771301031	医療法人社団白銀会	金沢南デイサービスセンター 野々市市蓮花寺町79-1	令和7年 8月1日	通所介護
1771301031	医療法人社団白銀会	金沢南ケアハウス 野々市市蓮花寺町79-1	令和7年 8月1日	特定施設入居者生 活介護

石川県告示第271号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。
令和7年8月5日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1751380252	医療法人社団白銀会	金沢南総合在宅ケアセンター 野々市市蓮花寺町 1 - 1	令和 7 年 8 月 1 日	介護予防短期入所 生活介護
1771301031	医療法人社団白銀会	金沢南ケアハウス 野々市市蓮花寺町 79 - 1	令和 7 年 8 月 1 日	介護予防特定施設 入居者生活介護

石川県告示第272号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和 7 年 8 月 5 日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃 止 し た サービスの種類	廃止の届出 を受理した 年 月 日
1751380245	医療法人社団仁智会	医療法人社団仁智会 金沢南総合在宅ケアセンター 野々市市蓮花寺町 1 - 1	短期入所生活介護	令和 7 年 7 月 1 日
1771300264	医療法人社団仁智会	医療法人社団仁智会 金沢南訪問介護ステーション 野々市市蓮花寺町 79 - 1	訪問介護	令和 7 年 7 月 1 日
1771300264	医療法人社団仁智会	医療法人社団仁智会 金沢南デイサービスセンター 野々市市蓮花寺町 79 - 1	通所介護	令和 7 年 7 月 1 日
1771300264	医療法人社団仁智会	医療法人社団仁智会 金沢南ケアハウス 野々市市蓮花寺町 79 - 1	特定施設入居者生活介護	令和 7 年 7 月 1 日

石川県告示第273号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第94条第 1 項に規定する介護老人保健施設を次のとおり許可した。

令和 7 年 8 月 5 日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	開設者の名称	介護老人保健施設の名称及び所在地	許 可 年月日	サービスの種類
1751380252	医療法人社団白銀会	金沢南ケアセンター 野々市市蓮花寺町 1 - 1	令和 7 年 8 月 1 日	介護老人保健施設

石川県告示第274号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第99条第 2 項の規定により、介護老人保健施設の開設者から、次のとおり施設を廃止する旨の届出があった。

令和 7 年 8 月 5 日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	開設者の名称	施設の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1750480129	社会福祉法人寿福社会	介護老人保健施設 百寿苑 輪島市気勝平町 1-28	介護老人保健施設	令和 7 年 6 月 10 日
1751380245	医療法人社団仁智会	金沢南ケアセンター 野々市市蓮花寺町 1-1	介護老人保健施設	令和 7 年 7 月 1 日

石川県告示第275号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和 7 年 8 月 5 日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1751380245	医療法人社団仁智会	医療法人社団仁智会 金沢南総合在宅ケアセンター 野々市市蓮花寺町 1-1	介護予防短期入所生活介護	令和 7 年 7 月 1 日
1771300264	医療法人社団仁智会	医療法人社団仁智会 金沢南ケアハウス 野々市市蓮花寺町 79-1	介護予防特定施設入居者生活介護	令和 7 年 7 月 1 日

石川県告示第276号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和 7 年 8 月 5 日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
国民健康保険 小松市民病院	小松市向本折町 60 番地	令和 7 年 7 月 24 日	令和 10 年 7 月 23 日

石川県告示第277号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器（非自動はかり、分銅及びおもり）の定期検査を次のとおり実施する。

令和 7 年 8 月 5 日

石川県知事 馳 浩

知事が指定する場所で実施する検査

区 域	日 時	場 所
七尾市のうち 中島地区、田鶴浜地区及び能登島 地区並びに石崎小学校及び和倉小 学校の各通学区域	令和 7 年 9 月 9 日（火） （午前 11 時から正午まで及び午後 1 時か ら午後 3 時まで）	田鶴浜地区コミュニティセンター （ホール）
七尾市のうち 中島地区、田鶴浜地区及び能登島	令和 7 年 9 月 10 日（水）	七尾市文化ホール（ロビー）

地区並びに石崎小学校及び和倉小学校の各通学区域を除く地区	(午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	
宝達志水町のうち押水地区	令和7年9月18日(木) (午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	アステラス横車庫
宝達志水町のうち志雄地区	令和7年9月19日(金) (午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	宝達志水町役場前車庫
志賀町のうち富来地区	令和7年10月7日(火) (午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	富来行政センター
志賀町のうち志賀地区	令和7年10月8日(水) (午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	志賀町役場

石川県告示第278号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

なお、海岸保全区域の指定（平成21年石川県告示第571号）は、廃止する。

令和7年8月5日

石川県知事 馳 浩

七尾港

沿岸名 能登半島沿岸

海岸名 七尾港海岸

地区海岸名	区分	海 岸 保 全 区 域			
大田・三室地区海岸	場所	七尾市大田町１の部７番地から三室漁港までの地内及び地先（延長5,072メートル）			
	位置	自 七尾市大田町１の部７番地 基点１号標杭 至 七尾市三室漁港地内 基点13号標杭			
	区域	基点１から基点13までを順次結んだ線並びに基点１、補助点１－１、２－１、３－１、４－１、５－１、６－１、７－１、８－１、９－１、10－１、11－１、12－１、12－２、12－３、13－１、13－２及び基点13を順次結んだ線により囲まれた区域 ただし、三室漁港区域は除く。			
	基 点 及 び 補 助 点 の 位 置				
	基点	基 点 の 位 置	補助点	補 助 点 の 位 置	
	１	七尾市大田町１の部７番地	１－１	基点１から338度30分 100メートル	
	２	基点１から56度30分 461メートル	２－１	基点２から０度00分 100メートル	
	３	基点２から114度30分 140メートル	３－１	基点３から336度00分 100メートル	
	４	基点３から17度30分 648メートル	４－１	基点４から276度30分 100メートル	
	５	基点４から15度30分 697メートル	５－１	基点５から290度30分 100メートル	
６	基点５から20度30分 550メートル	６－１	基点６から260度00分 100メートル		

	7	基点 6 から 0 度45分 544メートル	7－1	基点 7 から266度00分 100メートル
	8	基点 7 から341度15分 455メートル	8－1	基点 8 から276度00分 111メートル
	9	基点 8 から57度00分 150メートル	9－1	基点 9 から302度00分 100メートル
	10	基点 9 から 7 度10分 550メートル	10－1	基点10から288度00分 104メートル
	11	基点10から79度00分 100メートル	11－1	基点11から309度30分 100メートル
	12	基点11から359度00分 275メートル	12－1	基点12から280度00分 100メートル
			12－2	基点12から 6 度57分 425.9メートル
			12－3	基点12から 3 度13分 443メートル
	13	基点12から22度00分 512メートル	13－1	基点13から324度31分 123.4メートル
			13－2	基点13から308度00分 31メートル

付記 海岸保全区域平面図閲覧場所

- 1金沢市鞍月1丁目1番地
- 石川県土木部港湾課
- 2七尾市矢田新町ニ部162番地3
- 石川県七尾港湾事務所

公 告

県営土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地処分を行った。

令和7年8月5日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区（工区）名	換地処分年月日
県営ほ場整備事業 （耕作放棄地防止型）	柴垣地区	令和7年7月23日

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和7年8月5日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

（政党の支部以外のその他の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
はせ浩川北町後援会	前 哲 雄	宮 崎 稔	能美郡川北町字朝日イ20番地	令和7年6月17日
馳浩鉄工機電業界後援会	澁 谷 英 利	中 西 真 二	金沢市鞍月2丁目3番地	令和7年6月25日

石川県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年8月5日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

（政党の支部以外のその他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
石川県土地家屋調査士政治連盟	丸田 三智雄	会計責任者	加恵田 信	上 山 優	令和7年5月30日

石川県選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年8月5日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

（政党の支部以外のその他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
北村しゅうじ後援会	北村周士	令和7年6月1日

石川県選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その届出をした者の氏名等を次のとおり公表する。

令和7年8月5日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

（法第19条第3項第2号による届出）

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
北村周士	北村しゅうじ後援会	令和7年6月1日

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和7年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和7年8月5日

石川県監査委員 平 蔵 豊 志
同 谷 内 律 夫
同 村 上 勝

同 作 田 有 子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和6年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 所 属	監査実施年月日	監 査 の 結 果
白山自然保護センター	令和7年6月9日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
羽咋警察署	令和7年6月23日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
金沢西警察署	令和7年6月25日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
県央農林総合事務所	令和7年7月15日	公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。
		役務費に係る支出事務において、二重払いをしているものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
		土地改良財産の使用に係る収入事務において、調定金額を誤って算定していたものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
こころの病院	令和7年7月16日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
金沢港湾事務所	令和7年7月16日	契約事務において、単価契約の係数を見積徴収で示していないため経費を適正に算出できない状況となっているものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
		工事請負費の前払金の支払が遅延しているものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
		収入事務において、自動販売機電気料の請求先

		を誤って徴収しているものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
		収入事務において、納付された港湾施設使用料について、規定に反し、一部を戻出したものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
		災害時応援協定に基づき実施した応急対策工事において、速やかに契約が締結されていないものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
農林水産部企画調整室	令和 7 年 7 月 17 日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
農業経営戦略課	〃	補助金交付事務において、補助金を過大に交付し、返納させていたものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
里山振興室	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
生産振興課	〃	補助金交付事務において、補助金を過大に交付し、返納させていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
ブランド戦略課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
畜産振興・防疫対策課	令和 7 年 7 月 18 日	行政財産使用料の収入事務において、徴収金額を誤り、追加で徴収しているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
		補助金を繰越した際の年度当初の事務処理について不適切な取扱いがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
		契約事務において、伺額が10万円を超える物品の購入手続きについて、管財課での契約締結手続きを行っていないものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
農業基盤課 (大日川ダム管理事務所)	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
森林管理課	〃	支出事務において、職員が立替払いした研修会の負担金を精算するため、資金前渡払いを行ったところ、口座からの引き出しが遅れているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
		契約事務において、県行造林契約における地上

		権存続期間の延長にあたって、土地所有者との合意内容を書面にしていなかった。 今後、このようなことがないように注意すること。
		財産事務において、公有財産異動報告書の提出が遅れているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
水産課	”	国に対する交付金申請事務において、経費を2重に計上し、過大に交付金を受けたものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
人事委員会事務局	”	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
労働委員会事務局	”	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和7年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和7年8月5日

石川県監査委員	平	蔵	豊	志
同	谷	内	律	夫
同	村	上		勝
同	作	田	有	子

記

- 1 監査の対象
- 地方自治法第199条第7項に規定する令和6年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。
- 2 監査の着眼点（評価項目）
- 監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。
- 3 監査の実施内容
- 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。
- 4 監査の結果
- 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 団 体	監査実施年月日	監 査 の 結 果
（公財）石川県産業創出支援機構	令和7年7月16日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
（一社）石川県農業開発公社	”	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
（公財）石川県林業公社	”	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。

